

心のバリアフリーの推進について

令和6年3月13日(水)
国土交通省 総合政策局
バリアフリー政策課

法律と施策の枠組み(バリアフリー施策の全体像)

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行 青字は令和3年4月1日施行

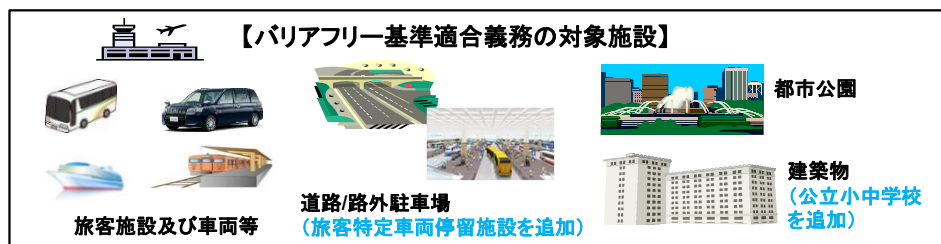
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

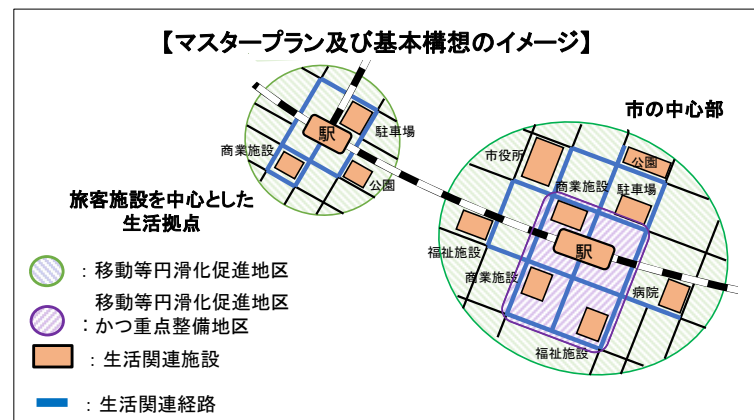
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・ 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・ 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・ 定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・ 高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

※高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

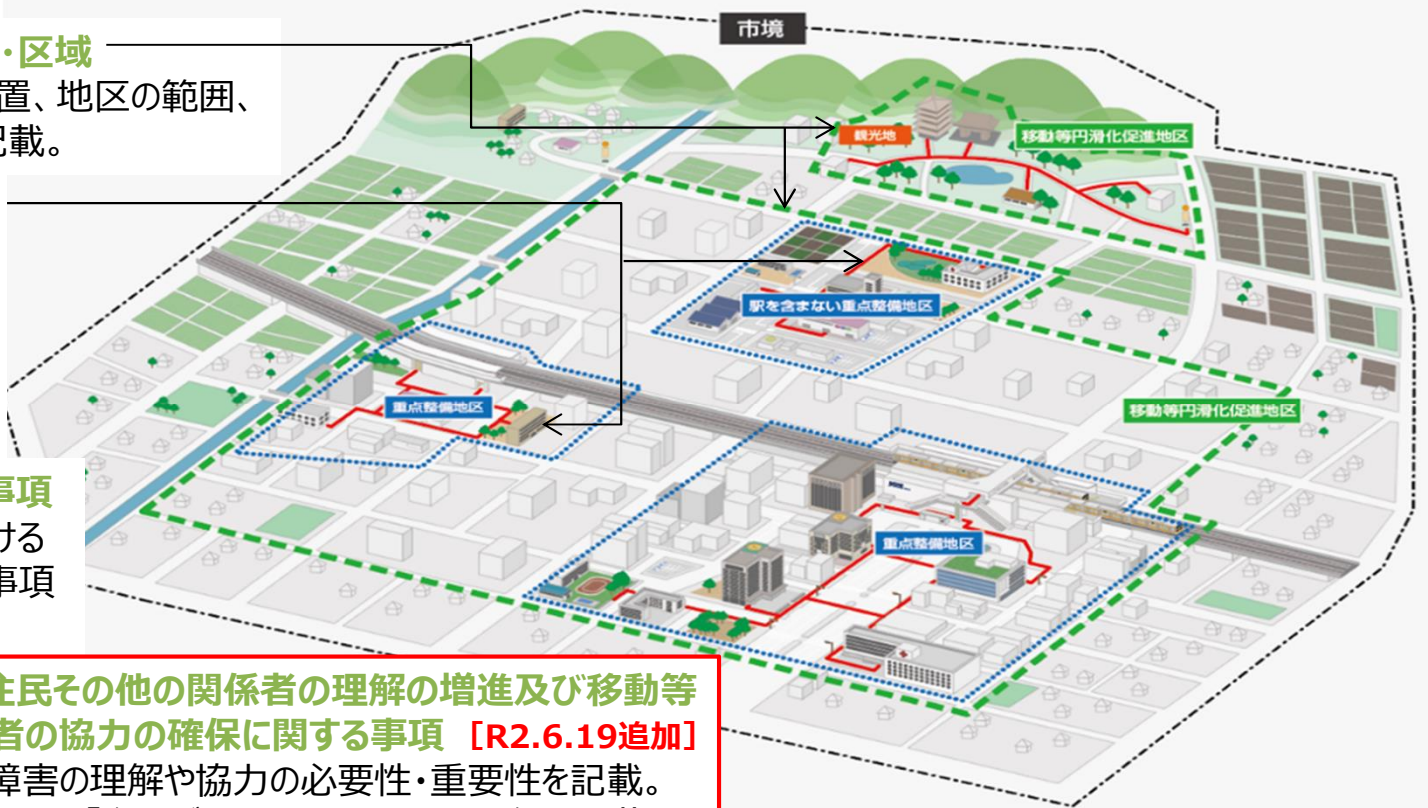
- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 **[R2.6.19追加]**

- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

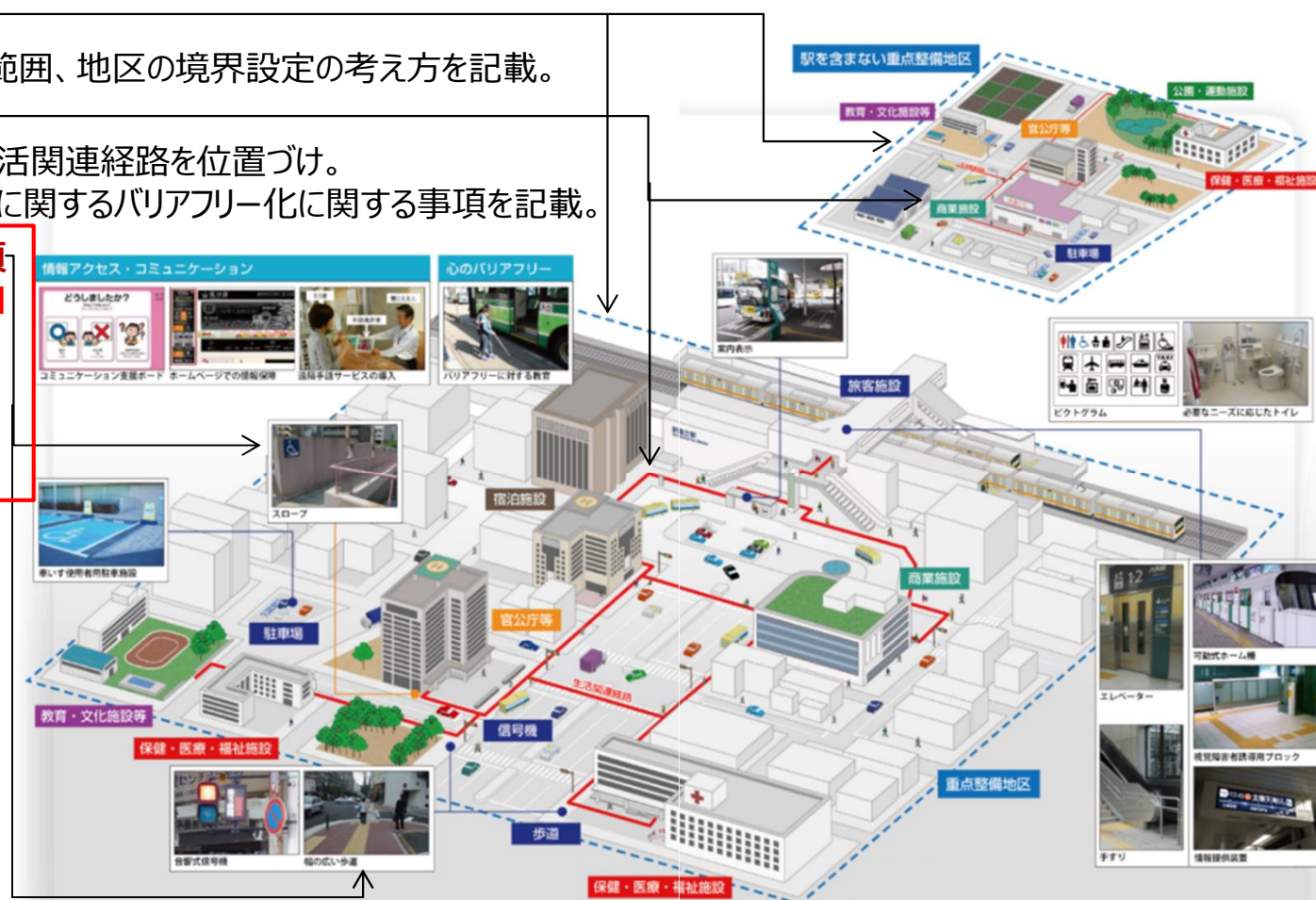
[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

幅の広い歩道の整備



視覚障害者誘導用
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
バリアフリートイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消

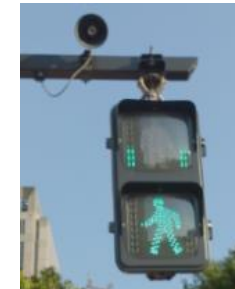


バリアフリートイレの整備



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育 (バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・バリアフリートイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設（バリアフリー法施行規則において規定）



（バリアフリートイレ）



（旅客施設のエレベーター）



（旅客施設・車両等の優先席）



（車椅子利用者用駐車施設等）



（車両等の車椅子スペース）

施設設置管理者が講ずべき具体的措置（努力義務の対象となる広報啓発活動）

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

- 平成30年度に計画期間を終了した旧基本構想の実施状況を評価すると共に、新たに市域全体や隣接する市町村に存する駅も含めて重点整備地区の設定を検証し、基本方針を改定、従前の3地区から9地区に拡充設定。
- 川口市都市計画基本方針における地域別のまちづくり方針を計画に反映。

<基本構想の概要>

●市の概況： (平成30年1月1日時点等)



人口	600,050人	
世帯数	280,069世帯	
市域の面積	6,195ha	
高齢者数	135,609人	22.6%
身体障害者数	16,701人	2.8%
知的障害者数	3,353人	0.6%
精神障害者数	3,322人	0.6%

- 作成(改定)期間：約1年5ヶ月(平成29年11月～平成31年3月)
- 計画期間：10年間(平成31(令和元)年度～令和10年度)
- 法定協議会：川口市バリアフリー基本構想推進協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催(5回)
②市民向けアンケートの実施(1回123通回答)
③パブリックコメント(意見なし)

●重点整備地区：9地区

- ・市内に立地する鉄道駅周辺地区のほか、市に隣接する鉄道駅周辺地区も検討の対象として、市域の徒歩圏内に生活関連施設の有無等の要件を確認し設定。

位置	面積	位置	面積
川口駅周辺地区	約95.7ha	鳩ヶ谷駅周辺地区	約32.3ha
西川口駅周辺地区	約59.2ha	新井宿駅周辺地区	約45.4ha
東川口駅周辺地区	約80.1ha	戸塚安行駅周辺地区	約73.6ha
川口元郷駅周辺地区	約42.0ha	蕨駅東口周辺地区	約6.8ha
南鳩ヶ谷駅周辺地区	約17.9ha		

●基本構想の評価・見直しに関する方針：

- ・事業実施までの進捗管理のほか、PDCAサイクルにより、おおむね5年ごとに効果検証を行い、必要に応じて見直しに取り組む。

○移動等円滑化に係る基本的な方針

- 安全・安心に暮らせるまちづくり
- 重点整備地区の拡充
- 地域特性の活用
- 共生社会の実現
- 段階的かつ継続的な発展

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

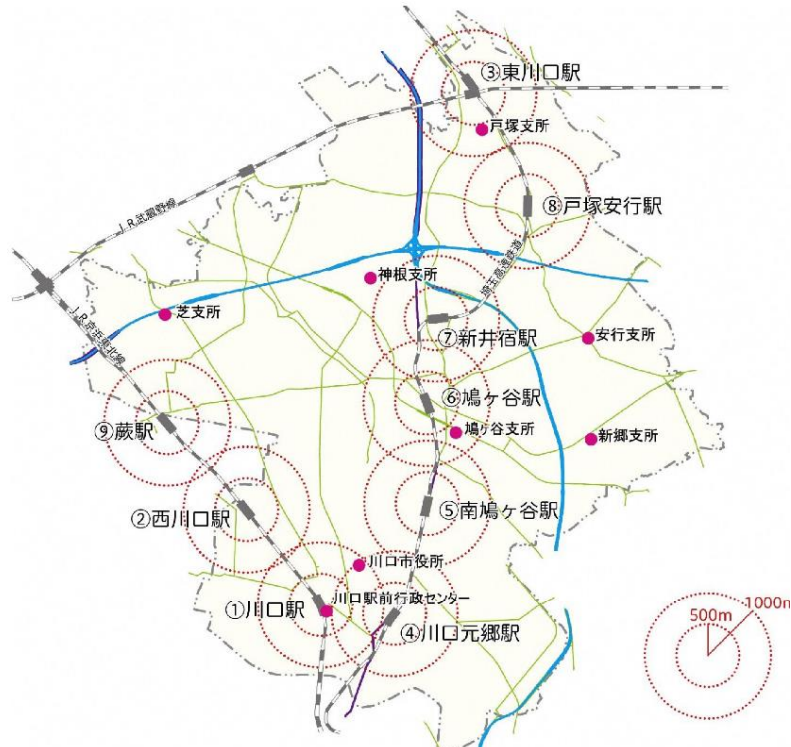


図6.4 重点整備地区の設定

地区名	路線名	重点整備地区の面積
① 川口駅周辺地区	JR京浜東北線	約95.7ha
② 西川口駅周辺地区	JR武蔵野線	約59.2ha
③ 東川口駅周辺地区	JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線	約80.1ha
④ 川口元郷駅周辺地区	埼玉高速鉄道線	約42.0ha
⑤ 南鳩ヶ谷駅周辺地区		約17.9ha
⑥ 鳩ヶ谷駅周辺地区		約32.3ha
⑦ 新井宿駅周辺地区		約45.4ha
⑧ 戸塚安行駅周辺地区		約73.6ha
⑨ 蕨駅東口周辺地区	JR京浜東北線	約 6.8ha
合計	9地区	約453.0ha

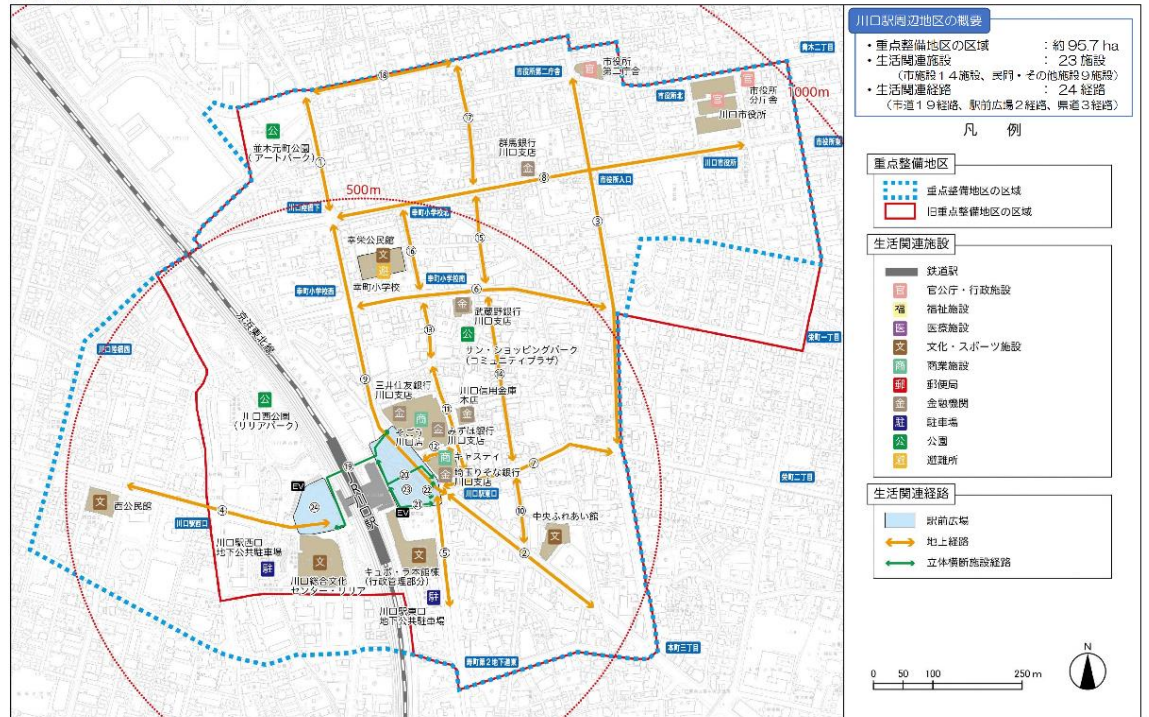
表6.6 重点整備地区の概要

● 主な生活関連施設・生活関連経路 (川口駅周辺地区)

○ 地区の特徴

- 川口駅周辺地区は、東京都に隣接し、交通利便性の高さから都市基盤や公共施設が整備され、商業・業務機能の集積が進み、本市の中心市街地の役割を担っています。
- 駅周辺には、市内でも有数の大規模商業施設が数多く立地し、駅からは、やや距離があるものの、市役所本庁舎をはじめとする行政施設が集積しており、川口市の玄関口として賑わいのある地区です。
- 平成32年には、市役所新庁舎（1期棟）が完成予定です。
- 地区内には、一次避難場所として指定されている「川口西公園」があります。

重点整備地区【川口駅周辺地区】



● 移動等円滑化に関する事項 (川口駅周辺地区)

- 川口駅周辺地区は、商業や業務機能を有する中心市街地として多くの人に利用されるまちの特性から、歩きやすく移動のしやすいバリアフリー化を目指します。
- 市役所第二庁舎及び分庁舎は、高齢者、障害者等の多くの人に利用される施設であることから、第二庁舎では、手すりの設置、廊下床面の改修など、分庁舎では、施設案内板等の設置、階段への視覚障害者誘導用ブロックの設置など、利用者の利便性向上を目指します。

◎ 特定事業の位置づけ

- 生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するものとして、対象となる施設数を整理し、特定事業の実施内容を明確化。

生活関連経路及び生活関連施設の総数

特定事業 種別	区分	川口駅周辺地区	西川口駅周辺地区	東川口駅周辺地区	川口元郷駅周辺地区	南鳩ヶ谷駅周辺地区	鳩ヶ谷駅周辺地区	新井徳駅周辺地区	戸塚安行駅周辺地区	蔵駅東口周辺地区	計	合計	
		市	市	市	市	市	市	市	市	市			
生活関連経路	道路	21	10	11	9	9	4	5	4	2	75	86	
		国・県	3	2	1	0	1	2	1	1	0		11
		合計	24	12	12	9	10	6	6	5	2		86
生活関連施設	公共交通	旅客施設	1	1	2	1	1	1	1	1	0	9	9
	路外駐車場	市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
	都市公園	市	3	3	1	0	0	0	1	0	8	8	
	建築物	市	9	4	3	1	3	3	2	3	1	29	66
		民間・その他	8	9	7	4	1	4	0	0	4	37	
	交通安全		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	23	17	13	6	5	8	4	4	5	85	85	

特定事業の取組方針（一例）

- 事業の種別ごとに基本方針の整備目標を元に市の取組方針を作成し、具体的な取組内容を記載。

3. 路外駐車場特定事業

国の基本方針 平成32年度までに、特定路外駐車場の総数のうち、約70パーセントに対し、移動等円滑化を実施する。

市の取組方針

- 「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（路外駐車場移動等円滑化基準）」等に沿った事業の実施に努めます。
- 特定路外駐車場の届出時に、適正利用に関する協力を依頼するなど、啓発活動に努めます。

項目	移動等円滑化に努めるバリアフリー化の主な取組内容
駐車施設	・車いす使用者用駐車施設は、適切な広さを確保し、出入口に近い場所に設置する。
通路	・車いす使用者用駐車施設から出入口までの通路は、車いす使用者の円滑な通行に配慮する。

○ 心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーの実践に関する重要性や対応例を記載すると共に、心のバリアフリーやその他のバリアフリーに関する取組について記載。

主な記載内容

(1) バリアフリー教室の開催

埼玉高速鉄道株式会社のご協力により、小学生を対象にしたバリアフリー教室を開催しています。今後も、バリアフリーに関する体験学習の場として成果をあげてきた本活動の継続に努めます。



図10.1 車いす体験の様子



図10.2 駅のホームでの学習の様子

(2) 車いす使用者用駐車施設の適正な利用の促進<川口市おもいやり駐車場制度>

駐車場等に設けられている車いす使用者用駐車施設の不適正な利用により、真に必要な人が駐車できない場合があります。

本市では、平成22年1月から「川口市おもいやり駐車場制度」として、対象となる方へ利用証を発行することにより、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を促進する取組を行っています。

また、平成27年1月からは、「パーキングパーミット制度」を導入する自治体間での相互利用が可能となっています。

なお、今後も同制度の普及による意識の向上と協力施設の維持拡大に努めます。



※駐車場案内看板については、令和2年6月現在使用されているデザインのもの。

<特定事業の進捗管理>

- 特定事業計画で定める整備項目の実施状況については、年度ごとに各施設管理者へ進捗確認を実施。
(令和2年度2月時点の整備率については、全体の約1割が整備済)
- 未実施の整備項目については、来年度以降の整備予定の有無等を確認。
- 長期的な整備を必要とする事業については、今後、施設管理者へ事業化に向けた予算確保等を検討していただくよう周知。

視覚障害者誘導用ブロックの改修、グレーチングを目の細かいものに改修



<心のバリアフリーに関する取組状況>

《バリアフリー教室の開催》

- 平成26年から、埼玉高速鉄道株式会社協力のもと、市内小学生を対象としたバリアフリー教室を開催。
- 令和元年度までの6年間で、約1,600名の児童が参加し、白杖体験や車椅子体験などのバリアフリーに関する体験学習の場として成果をあげてきた。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、来年度以降の開催を視野に入れ、今後も継続的に実施。

《川口市おもいやり駐車場制度》

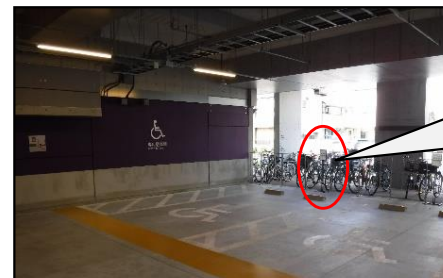
- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用を促進するため、市内施設に本制度への協力依頼を実施。
- 令和2年度は、新たに民間施設2施設と協定を締結し、現在までに公共、民間施設合わせて162施設において利用可能。



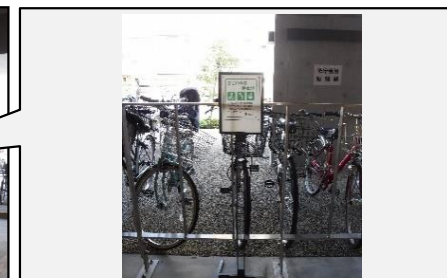
白杖体験の様子



車いす体験の様子



川口市役所 第一本庁舎 駐車場



おもいやり駐車場の案内看板

3-3① 作成事例 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画【令和2年3月公表】

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 市の目指す「住みたい・住み続けたいと思うまち」や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、「誰ひとり取り残すことなく助け合うまちづくり」という考えのもと、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し作成。
- 実行計画には、「ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」と「事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針（基本構想）」を一体的に位置づけることとしている。（基本構想は策定次第追加予定）

<マスタープランの概要>

●市の概況：（平成31年4月1日時点）



人口	298,399人	
世帯数	127,751世帯	
市域の面積	4,942ha	
高齢者数	78,612人	26.3%
身体障害者数	2,732人	1%
知的障害者数	2,813人	1%
精神障害者数	11,475人	4%

- 作成期間：約1年3ヶ月（平成31年1月～令和2年3月）
- 計画期間：6年間（令和元年度～令和6年度）
- 法定協議会：明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催（8回）
②協議会に参加していない団体からのヒアリング（2団体）
③パブリックコメント（17件）
- 移動等円滑化促進地区：12地区
 [設定方針] ①多くの市民や来訪者が利用する駅周辺で、徒歩圏内に3箇所以上生活関連施設が立地。
 ②「平成14年基本構想」で重点整備地区、準整備地区とされていた地区。
 ③地域発案の生活拠点地区で、徒歩圏内に3箇所以上生活関連施設が立地する地区も検討。

地区名	地区名
JR朝霧駅周辺地区	山陽電鉄西新町駅周辺地区
JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区	山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区
JR西明石駅周辺地区	山陽電鉄中八木駅周辺地区
JR大久保駅周辺地区	山陽電鉄東二見駅周辺地区
JR魚住駅周辺地区	山陽電鉄西二見駅周辺地区
JR土山駅周辺地区	松が丘地区

- 移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：
 - ・協議会において当事者参画のもと、計画だけでなく具体的取組についても、検証・改善。
 - ・計画最終年度に、計画の検証を行った上で計画改定（継続的なスパイラルアップ）。

○移動等円滑化に係る基本的な方針（基本理念の実現に向けた基本目標）

- ①利用者視点に立ったユーザビリティの向上
- ②当事者・市民参画による計画・取組の推進
- ③「ハード」と「ソフト（ハート）」の両輪
- ④ユニバーサルツーリズムの推進
- ⑤災害時等に対応したUDのまちづくり
- ⑥地域との連携
- ⑦計画の継続改善と見直し

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

◎ 移動等円滑化促進地区（一例）

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 市域における移動等円滑化促進地区の位置を明記。

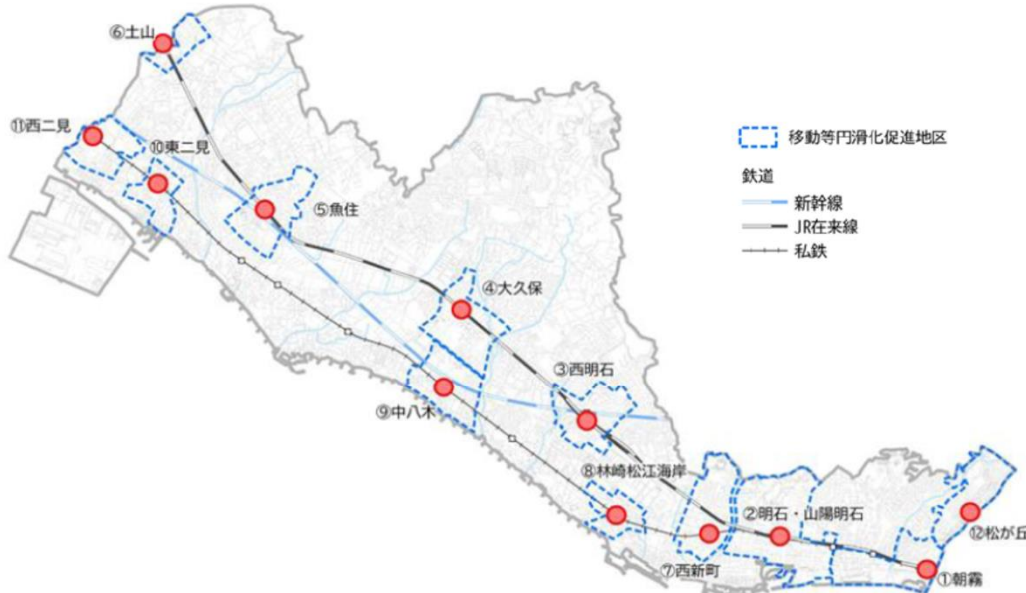


図.移動等円滑化促進地区の位置・区域

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 地区ごとに目標と取組方針を記載。

⑫松が丘地区(本編56～57頁)

地区目標

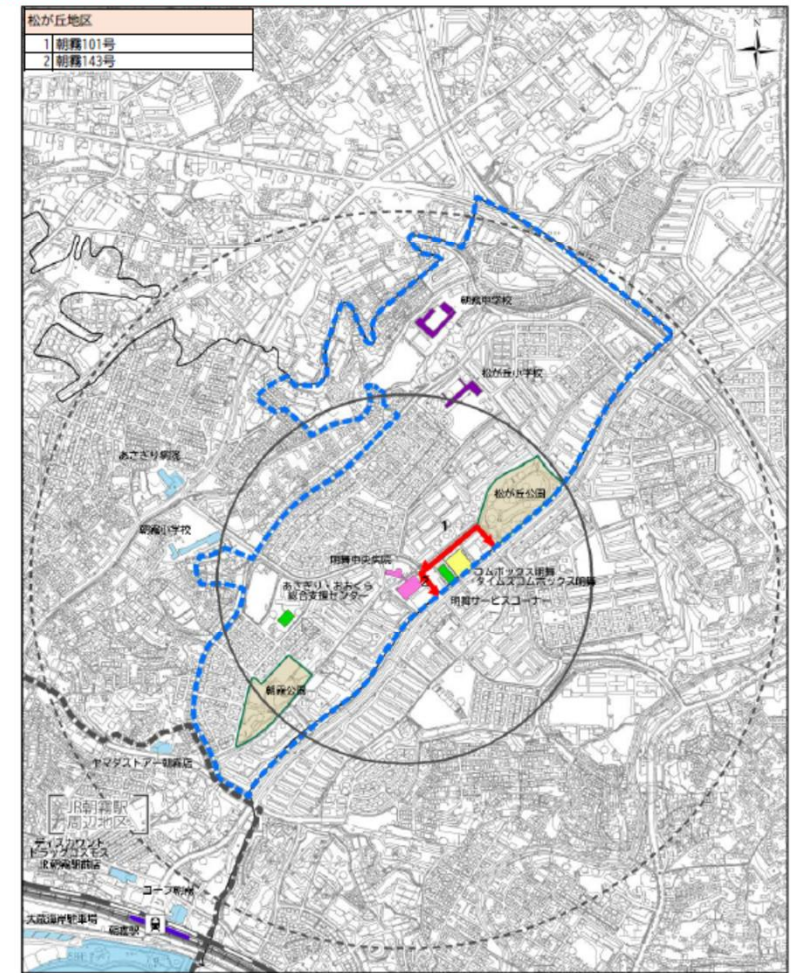
まちの変化に対応した移動環境の整備に向けた、地域活動との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ まちの変化に対応した公共交通の利便性の向上。
- ◆ 地域との連携による、取組や生活関連施設・生活関連経路の検討。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の点字ブロック設置と、歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 関係機関や交通事業者等との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。

● 主な生活関連施設・生活関連経路（松が丘地区）

- 地区外的生活関連施設や主要施設も記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- 以下の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市町村に届け出てもらうことが必要。

届出対象範囲（一例）

下表のように具体的な届出対象範囲を示している

◆届出制度の対象の指定

【駅・旅客船乗り場と道路（駅前広場）の改良等にあたっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路	届出の対象範囲
JR朝霧駅 周辺地区	JR朝霧駅	朝霧165号線	鉄道駅施設との連続性確保
	山陽電鉄大蔵谷駅	国道2号	
JR明石駅 山陽明石駅 周辺地区	JR明石駅(北)	大明石1号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	JR明石駅(南)	明石中央66号線	
	山陽明石駅	明石中央66号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	山陽電鉄人丸前駅	太寺上ノ丸14号線	
淡路行旅客船乗り場	明石中央40号線	旅客船乗り場との連続性確保	

【駅間の乗継ぎの配慮が必要な駅及びその周辺】

旅客施設	届出の対象範囲
JR明石駅・山陽明石駅	鉄道駅相互間のバリアフリー経路
JR西明石駅	在来線と新幹線間のバリアフリー経路

○ バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項

- バリアフリーマップの作成・普及に努めること
- 市がマップを作成する場合には、バリアフリー法の規定に基づき施設管理者から情報提供を受けながら進めること
- 民間や地域における作成・情報発信の促進・普及に努めることを記載。



明石駅周辺のバリアフリーマップ

○ 心のバリアフリーの推進

- 「心のバリアフリー」の重要性や「心のバリアフリー」に関する具体的な取組を推進していく旨を記載。

主な記載内容

1.4 心のバリアフリーの推進

多様な市民が交流するイベント等の開催

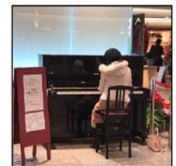
障害当事者等も含めた多様な市民が共に参加し、楽しむことができるイベント等の交流の機会を設け、様々な障害への理解を深めるとともに、市民の交流やまちの賑わいを創出します。



アートシップ明石(障害当事者の作品展示)



ユニバーサルフットサル



ストリートピアノ(イメージ)

講演会やフォーラム等の開催

市民がユニバーサルデザインや障害特性について学び、これからのまちづくりについて自主的に考え、行動するための気づきの場を提供するため、講演会やフォーラム等を開催します。



あかしユニバーサル交流会(フォーラム・パネルディスカッション)



多様な人々の特徴や接し方の理解促進

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生等を対象に、障害者や高齢者など、多様な人々の特徴を理解し、接し方や配慮を身につけるため、「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を提供してきました。より多くの方々に理解が広がるよう、対象者を検討しながら、今後も受講機会を提供していきます。

また、民間事業者の「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を増やし、利用者がまちを楽しむことができる接遇スキルの向上を図ります。



特別授業「I'm POSSIBLE」プログラム



手話体験教室

2020
年度

ありのままがあたりまえのまち
～ 誰もが安心して暮らせる「インクルーシブなまち」をみんなで ～

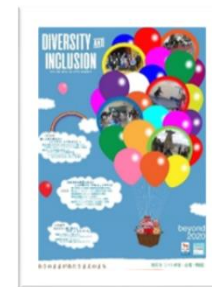
ユニバーサルデザインの街づくり

心のバリアフリー



● 当事者参画による共生のまちづくりの推進

- * 2019年にまち歩き点検で指摘を受けた市所有緑地の段差を解消するために、当事者参画を実施し、スロープを設置
- * 多くの人を訪れる「商店街のバリアフリートイレ」の改修にあたり、当事者参画を実施し、車いすユーザーなども使いやすく、来訪者のおもてなしになるようなトイレを整備



● 官民連携による安全安心な移動の確保

- * 鉄道駅の安全対策
- * UDタクシーの導入補助
- * 道路の安全対策
- * エスコートゾーンの設置
- * 飲食店などのBF化

● 実際の行動につなげるための気付きの機会の創出

- * 歯科診療所スタッフ等事業者向けのユニバーサルマナー研修
- * 新規採用教職員等の当事者との体験交流型研修
- * パラスポーツを通じて、子どもの多様性への理解を深めるために、教職員向けボッチャ指導用動画を作成
- * 「I' mPOSSIBLE」プログラムを取り入れた特別授業



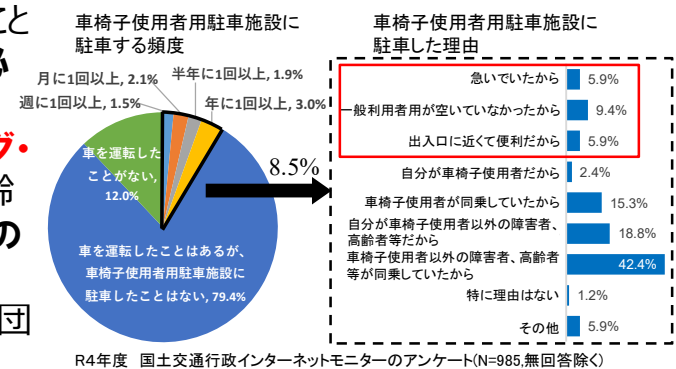
● 誰もが明石市を安心して楽しむための拠点として、「あかし案内所」を整備（2020年3月供用開始）



● ユニバーサルツーリズムの推進

- * 当事者のニーズに応じた観光情報等を提供するために、観光モデルコースを紹介するユニバーサルツーリズム動画を作成し、発信。（4か国語対応）
- 事前に障害当事者と一緒にモニターツアーを実施し、意見を反映

- 共生社会における移動環境確保のための基本的インフラの一つである、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）に、それを必要としない人が駐車すること等により、**真に必要な人が利用できない**場合があり、その**適正利用についての課題**が指摘されている。
- 当該駐車施設の利用対象者に**公的利用証を交付し適正利用を促す地方公共団体の取組（パーキング・パーミット制度）**については、車椅子使用者の他、車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦、けが人等）も広く対象とし、そのような人向けの優先駐車区画を設ける場合もあり、**利用区分の明確化や不適正利用の減少等**によって、車椅子使用者等の**利用環境改善に効果**が認められる。
- 引き続き、地域の実情等に応じ、同制度の**導入促進・普及啓発**の他、以下の考え方を踏まえ、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における**理解の増進と協力の確保等**により、**適正利用を推進**。



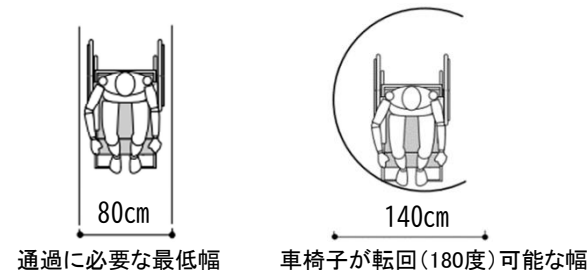
車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

車椅子使用者用駐車施設については、バリアフリー法令上、車椅子使用者その他障害者等を除き、利用を控える等の適正配慮を規定。

不適正利用や利用集中等により車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合等には、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「**車椅子使用者用駐車施設**」の利用対象者を「**車椅子使用者**」と**明確化**することが望ましい。



利用対象者を**車椅子使用者**と**明確化**している例



様々な駐車区画の確保・不適正利用対策の取組

多様な利用対象者の駐車区画の確保、限られた区画の効率的利用、不適正利用対策の取組等を引き続き推進。

利用対象者の明確な区分とその考え方

車椅子使用者以外の障害者等については、**広い幅員を必ずしも必要としないものの駐車区画の位置等に関し、移動に配慮が必要な人も**いることから、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、そのような人への駐車区画を設置・運用する場合には、バリアフリー法令に位置づけられている「**車椅子使用者用駐車施設**」とは別に「**優先駐車区画**」として**位置づける**ことが望まれる。



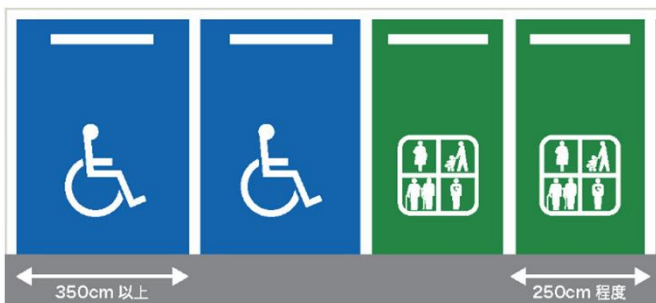
機械式ゲートの設置による不適正利用対策の事例



3台分の区画を2台分の幅広い区画とする運用例



狭小敷地等での車椅子使用者用駐車施設の確保・ダブルライン活用による駐車場全体の緩やかなバリアフリー化のイメージ



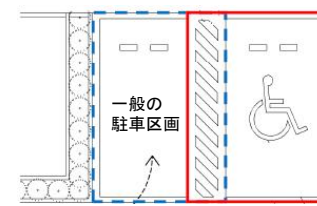
複数種類の駐車区画を運用する場合のイメージ



地方公共団体の利用証の例



多様な利用対象者向けの優先駐車区画



敷地活用に制約がある場合等に、一般の駐車区画の隣に乗降スペースを設け、一般の駐車区画においても車椅子使用者が乗降可能となる工夫



施設の入口近くの駐車区画数が僅かであることから、車椅子使用者以外の障害者等を車椅子使用者用駐車施設の利用対象者とする場合に、誤認等が無いよう、利用対象者をピクトグラム等で分かりやすく明示している事例

- 令和2年のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である**教育啓発特定事業**が創設。
- 本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の**継続的・計画的かつ円滑な実施を促進**するため、**具体的な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアル**として示すもの。
- 今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。

ガイドラインの構成

<ガイドライン本編>

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」について理解を得ることの重要性、障害当事者の参画の意義、学校と連携して実施する場合のポイント等を掲載。

<教育啓発特定事業>

- ①**学校連携教育事業**
児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
(例) 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等
- ②**理解協力啓発事業**
住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
(例) 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催 等

<実施マニュアル>

教育啓発特定事業としての実施が想定される代表的な4つの取組について、進め方、企画におけるポイントと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例等を紹介しつつ、標準的な手法や望ましい実施方法を提示。

(バリアフリー教室編)



(まち歩き点検等編)



(シンポジウム・セミナー編)



(適正利用等の広報啓発編)



背景・必要性・概要

○バリアフリー法改正により、「心のバリアフリー」等のソフト施策の推進が位置付けられたところ、取組普及の支障となるボトルネック解消のためのノウハウの周知等を図り、心のバリアフリーの推進を加速するため、心のバリアフリーの普及・啓発等に関するモデル的な取組の実証調査を行う。

事業概要

- 心のバリアフリーの推進に向け、交通事業者の接遇やバリアフリー教育等に関するガイドラインの策定や普及・啓発を進めており、当事者団体や事業者等により着実に取組が行われつつある。
- しかしながら、現状では、一部の交通事業者や地域・教育機関における一過性の体験・イベントに留まっている状況であり、自立的・継続的かつ効果的な接遇研修や学校教育と連携した取組等の実施については、ノウハウ不足等により、積極的拡大には至っていない。

■事業内容

- ・「心のバリアフリー」の浸透に向けて、汎用性や実効性のある**モデル的な取組の実証調査**を行い、ボトルネックの分析や解消に資する**ノウハウ等の抽出・とりまとめや横展開**を実施

(想定される課題: 外部専門家や障害当事者との連携、地域や事業者内部調整・インセンティブの不足、実効性のあるプログラムの企画、事業者、施設・店舗、教育機関等の理解促進 等)

■効果

- ・課題解決に資するモデル的な取組の横展開により、交通事業者や商業施設等における接遇向上、障害者用施設等の適正利用、障害当事者の社会参画を促進

心のバリアフリーに係る取組のイメージ



接遇研修

(知的・発達・精神障害当事者の鉄道利用
・接遇体験の実施)



学校教育との連携

(視覚障害者の車両乗降体験)

